

特別貸付け

1 貸付条件

再任用組合員、臨時講師等が臨時に資金を必要とするとき。

2 貸付限度額

給料月額 $\times$ 10分の3に相当する額に残任期月数（貸付月の翌月から任期終了月まで）を乗じた額（10万円単位）。

ただし、その金額が200万円を超えるときは、200万円を限度とします。

また、毎月償還のみで、ボーナス併用償還はありません。

3 償還回数

残任期月数の範囲内

4 貸付利率

年利1.32%（貸付金保険料0.06%を含む）

5 提出書類

（1）特別貸付申込書【様式第1号（1）：必須】

（2）貸付借用証書【様式第3号（1）：必須】

（3）貸付事業における個人情報に関する同意書【支部様式第20号：必須】

（4）借入状況等申出書【支部様式第21号：必須】

（5）添付書類

①直近の給与支給明細書の写し【必須】

②申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し【必須】

③申込金額（借換えによる申込みの場合は、借換え後の送金額）が100万円以上の場合、金額が確認できる次のいずれかの書類が必要

・契約書の写し

・請書の写し

・請求書の写し

・領収書の写し（支払日から1カ月以内のもの）

・見積書の写し（「この見積額で注文を受けたこと」について、見積者(担当者)の証明（私印）が必要です。）

6 定年退職時の未償還元利金

（1）既貸付けを償還中の者が再任用制度により定年退職後も引き続き組合員資格を有することとなる場合でも、退職手当（これに相当する手当を含む。以下「退職手当等」という。）から未償還元利金を全額控除します。

（2）再任用者が、退職手当等が支給される前に特別貸付けを受けているときは、特別貸付けに係る未償還元利金については、当該退職手当等から控除を行いません。